

稲城市選挙管理委員会告示第14号

稲城市選挙執行規程の一部を改正する規程

稲城市選挙執行規程（平成18年稲城市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月7日

稲城市選挙管理委員会

第115条の見出しを「（選挙人等の出頭及び証言の請求）」に改め、同条第1項中「法第212条」の次に「第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- (1) 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送又は持参する。
- (2) 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する。


様式第44号中「印鑑及び」を削る。

様式第44号の2中「㊟」を削る。

付 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。

稲城市選挙執行規程の新旧対照表

新	旧
<p><u>(選挙人等の出頭及び証言の請求)</u></p> <p>第115条 法第212条第1項の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合の証人の呼出状及び宣誓書の様式は、それぞれ様式第44号及び様式第44号の2に準じて作成した文書によるものとする。</p> <p><u>2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。</u></p> <p><u>(1) 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送又は持参する。</u></p> <p><u>(2) 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する。</u></p> <p>様式第44号（第115条関係）</p> <p>……………（略）</p> <p>から提起された 年 月 日執行の 選挙における選挙(当選)の効力に関する異議の申出(審査の申立て)につき、あなたを証人として下記の事項に関し、お尋ねしたいので 年 月 日午前・午後 時に稲城市選挙管理委員会においでください。</p> <p>なお、当日は、この呼出状をご持参ください。</p> <p>……………（略）</p> <p>様式第44号の2（第115条関係）</p> <p>……………（略）</p> <p style="text-align: right;">証人</p>	<p><u>(呼出状及び宣誓書)</u></p> <p>第115条 法第212条の規定により委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合の証人の呼出状及び宣誓書の様式は、それぞれ様式第44号及び様式第44号の2に準じて作成した文書によるものとする。</p> <p>様式第44号（第115条関係）</p> <p>……………（略）</p> <p>から提起された 年 月 日執行の 選挙における選挙(当選)の効力に関する異議の申出(審査の申立て)につき、あなたを証人として下記の事項に関し、お尋ねしたいので 年 月 日午前・午後 時に稲城市選挙管理委員会においでください。</p> <p>なお、当日は、<u>印鑑及びこの呼出状</u>をご持参ください。</p> <p>……………（略）</p> <p>様式第44号の2（第115条関係）</p> <p>……………（略）</p> <p style="text-align: right;">証人 </p>